

下高井特定土地地区画整理事業 地区愛称・駅名の投票を行います

下高井地区では、平成23年春の常総線新駅開業とまちびらきが予定されており、これにあわせ本格的な宅地販売が開始されます。このたび、地区愛称と新駅名として5つの候補を選定しました。市民の皆さんからの投票結果を参考に最終決定となります。多くの皆さんからの投票をお待ちしています。

多くの皆さんに親しまれ、発展していくことを願い、

『下高井地区まちづくり推進懇話会』が当該地区の愛称と新駅名の候補を選定しました。決定後は(独)都市再生機構(UR)が宅地販売等に活用、また新取手駅と稲戸井駅の中間に開設される駅の名称となります。

皆さんには、次の5つの候補の中から1つを選び、投票をお願いします。投票者の中から、抽選で40人に記念品を贈呈します。

「候補となる名称」①たかの台②たからの杜③とりでの杜④美春ヶ丘⑤ゆめみ野(各候補名の選定理由は投票用紙に記載)

「対象市内在住、在勤または在学の方(1人1回)」

「投票方法」投票用紙に記載された候補の中から、下高井地区にふさわしいと思う名称を選び、〒302-8585取手市寺田5139取手市役所都市計画課まで持参するか、

郵送・FAX(72)2682・Eメール(chiku-ekime@city.toride.ibaraki.jp)で送付してください。市のホームページからも投票できます。投票用紙の配布場所(都市計画課、市役所総合案内、藤代総合窓口課、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナー、各公民館)投票期間(3月1日(日)～14日(土)午後5時まで)※下高井地区まちづくり推進懇話会：下高井地区の良好なまちづくりを進めるため、取手市長・UR茨城地域支社長・関東鉄道(株)社長により構成され、平成20年12月に発足した組織です。お問い合わせ先：都市計画課 内線1613

下高井 UR 土地地区画整理事業への期待 取手市長 藤井信吾



現在、下高井地区を中心とするURの「下高井特定土地地区画整理事業」が、平成23年春のまちびらきに向け急ピッチで進行中です。開発面積約80ヘクタール近くにも及ぶこの開発は、取手市にとって文字通り数十年ぶりの大型プロジェクトです。隣接する自治体が新線開通効果や真新しい大規模ショッピングセンターの立地等によって人口が急増しているなかで、出遅れ感の否めなかった本市にとりましては、地域全体を活性化させるうえで得難い好機です。

URや大型のデベロップによる計画的都市空間創出事業の特色は、単に、同地区内への新規居住者が増えるということに留まらず、もともと周辺に居住

されている住民にも、多くのメリットを与えられるということにあります。生活関連施設の整備等により暮らしが便利になると同時に雇用を創出する事業所の張り付きによって、地域の産業振興にも大きなプラスを生じることです。関東鉄道の新駅開業も、通勤通学に大きな利便をもたらします。また、同事業地内の西部を南北に抜ける都市計画道路が完成することで、従来制約が著しかった南北の道路交通が円滑に流れるようになりま

す。その他様々にメリットがありますが、とりわけ市民全体の財産になると考えているのが、4・6ヘクタールもの自然の地形を生かした大きな公園が作ら

家電リサイクル法が一部改正 衣類乾燥機など対象品目が追加されます

お問い合わせ先)環境対策課 内線1418

「家電リサイクル法」は、エアコンやテレビなど特定の家電製品を廃棄する場合、それらを適切に処理するため平成13年4月1日から施行されています。昨年12月に「家電リサイクル法」の施行令が一部改正され、衣類乾燥機など対象品目が追加されました。概要をお知らせします。

新たな対象品目が追加されます

「家電リサイクル法」施行令の一部改正に伴い、4月1日から次の品目が対象品目に追加されます。

◆新たに追加される品目◆

(3月31日までの対象品目)	4月1日から(太字が追加品目)
テレビ(ブラウン管式のみ)	テレビ(ブラウン管式、 液晶式、プラズマ式)
-	衣類乾燥機

※リサイクル料金は、決まり次第広報「とりで」等でお知らせします

追加品目は粗大ごみ処分対象外へ

家電リサイクル法対象製品は粗大ごみとして処分できません。液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を、急な引越などの理由で、3月中にやむを得ず粗大ごみとしての処理を希望する場合、申請時には次のことにご注意ください。

●戸別収集の申請月々水曜日、電話での申し込みは3月11日(水)までに
今回追加される対象品目は、申し込み時にお知らせする収集日が4月1日以降になると、粗大ごみとしての収集ができなくなります。粗大ごみ収集は、申し込みを受けてから収集日までに日数を要しますので、早めに環境対策課へ申し込みください。

●常総環境センターへの搬入は3月31日(火)まで(搬入許可証が必要です)
今回追加される対象品目を常総環境センターへ搬入して処分する場合、4月1日以降は、粗大ごみとして搬入できなくなりますのでご注意ください。搬入許可の申請は、環境対策課・藤代総合窓口課で受け付けています。(申請時には印鑑、搬入する車両のナンバー、処分品目の控えをお持ちください)

●家電リサイクル法対象製品を購入した小売店、または買い替え先の小売店に対して、リサイクル料金と各小売店の定める収集・運搬料を支払い、引き取りを依頼する。
※購入店でなかったり買い替えてない場合も、引き取りを行っているところがあります

●「家電リサイクル券」を利用する場合
郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、「家電リサイクル券センター」へリサイクル料金を振り込む。その後許可業者へ運搬料を支払い、指定引き取り場所への運搬を依頼する。
※許可業者については環境対策課へお問い合わせください

「家電リサイクル券」に関する問い合わせ先
家電リサイクル券センター
0120(3)19640

お父さんたちでスタート 地域に役立つボランティア NPO法人 ふじしろ福祉の会



ボランティア運転手のマイカーで送迎利用者の介助も行います

多くの人が求める おでかけサポート

NPO法人ふじしろ福祉の会は、主に退職したお父さんたち10人が地域で役に立てばと、平成12年4月に高齢者や障害者などを送迎する移動サービスを開始。翌年4月には、NPO認証を取得し、現在は40〜50歳の主婦も含め44人の方がボランティア運転手として登録しています。
多い日には20件以上の利用があるという移動サービス事業「おでかけサポート」は、160人も利用者が登録。その多くは病院への送迎で、買い物や銀行へ行くための利用もあるそうです。
NPOだからできる
画期的なサービス
介護保険では対応できない送迎や院内介助等のサービスを提供する。ヘルパーがボランティアを兼ねることによって可能となる、NPO法人ならではの画期的なシステム。いきいき介護サービス事業も展開しています。

「移動と院内介助の両方を行えることが魅力だと思います。安全を心掛け、利用者が気分良く、次回も利用してもらえようように活動しています。先々は私もお世話になるかもしれませぬ」と話すのは、ボランティア運転手に登録し、ヘルパーとしても活躍する半澤清子さん(写真)。
夢はタクシー業界との共同配車センター設立
代表の遠藤俊夫さんは「利用者の利便性を考え、迅速に対応するため、私たちのような団体やタクシー業界等で共同配車センターを設立することが夢です」と抱負を語ってくれました。
また、ボランティア運転手として活動している方々の8割はマイカーを利用。活動するためには運転手の資格や自動車保険等、さまざまな条件があるといいますが、「現在、利用者が増えている反面、ボランティアの数が不足しています。ボランティアを募集していますので、皆さんのご協力をお願いいたします」

お問い合わせ先
代表 遠藤 0716700